

令和5年度秋田市特定健康診査・健康診査事業 実施内容の説明

1 対象者

対象者は以下の(1)および(2)です。

(1)	特定健康診査	受診日当日に以下の要件を全て満たす方 ア 秋田市国民健康保険の被保険者 イ 次のどちらかの年齢要件を満たす方 (ア) 今年度中に40歳～74歳に達する方 (イ) 今年度中に75歳に達する方のうち <u>受診日時点で75歳に達していない方</u>
(2)	健康診査	ア 秋田市後期高齢者医療制度の被保険者 イ 今年度中に75歳に達する方のうち、 <u>受診日時点で75歳に達している方</u>

今年度中に75歳に達する方（水色の受診券を持参された方）は、受診日時点の年齢で(1)・(2)どちらに該当するか判断してください。

また、特定健康診査対象者のうち今年度中に40歳となる方は、誕生日を迎える前でも受診できる点にご注意ください。

2 実施期間

受診券の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までです。

3 健診実施内容

特定健康診査および健康診査の実施内容は以下の(1)から(6)までのおりです。

実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。

(1)	受付で確認していただきたいこと	ア 「令和5年度」の受診券であること。 イ 受診券裏面の質問票の各設問の回答が全て記入されていること。（確認のうえ受診券を回収のこと。）※今年度中に75歳に到達する方は75歳に達した時点で質問票が <u>健康診査の内容</u> に変わりますのでご注意ください。 ウ 本市国保または後期高齢者医療制度の被保険者であること。※保険証（資格証明書を含む）で確認のこと。
(2)	検査項目について	・資料1および資料2を参照のこと。 ※血清クレアチニン検査は、医師の判断により詳細項目として実施しなかった場合でも、追加項目として実施し、eGFRを算出してください（追加項目として実施した場合は、実施理由の入力は不要です。）。 ※HbA1cの検査は、空腹時又は随時血糖にかかわらず行ってください。 ※生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している方への尿検査は省略できます。その場合、医師の診断（判断）欄に省略した理由を記入してください。

(3)	受診者への結果説明	<ul style="list-style-type: none"> 受診者から求めがあった際は、健診結果の説明を行ってください。その際、各健診実施機関で作成した健診結果を受診者に渡す等の対応は任意とします。 特定健診課からは受診月の翌々月の末までに本人へ健診結果を郵送します。
(4)	請求用データの作成	<ul style="list-style-type: none"> 各健診実施医療機関で請求用データを作成し、国保連へ提出してください。国保連への請求データの提出期限は、健診実施月の翌月5日（5日が土曜、日曜および国民の祝日の場合は、その翌日）までです。
(5)	回収した受診券の保存	<ul style="list-style-type: none"> 回収した受診券は健診実施医療機関で保存してください。 保存期間については、医師法第24条の規程を準用し、今年度の健診終了後から5年間保存を、やむを得ず廃棄する場合であっても1年間は保存するようお願いします。
(6)	費用精算	<ul style="list-style-type: none"> 委託料は請求用データを提出した月の翌月に、国保連から支払われます。

※受付で受診券紛失が判明した場合

- 原則、本人から当課へ受診券の再交付申請が必要ですが、健診実施医療機関からの依頼でも再交付ができます。
- 健診実施医療機関から再交付依頼が行われ、当課で受診資格を確認できた場合は健診を行うことができます。
- 受診者自身が再交付手続を行うことが難しい場合は当課へお問合せください。

※75歳に到達した方が特定健診の質問票に記入していた場合

- 同封しております健康診査受診券の質問票をコピーし、記入・提出していただくよう対応をお願いします。

4 診療情報の提供

特定健康診査の実施に代え、治療中患者の診療情報を提供することもできます。診療情報の提供は特定健診受診率の向上にもつながるため、対象者がいる場合は積極的な情報提供にご協力をお願いします。

対象者等は、以下の(1)および(2)を参照してください。

(1)	対象者	<p>以下の項目全てを満たす方は、診療情報の提供の対象者となります。ただし、本人が健診の受診を希望する場合は、特定健診を実施してください。</p> <p>ア 秋田市国保に加入している。（後期高齢者医療制度加入者は対象外。）</p> <p>イ 令和5年度特定健康診査受診券を持参している。</p> <p>ウ 本人が診療情報の提供に同意している。</p> <p>エ 直近3か月以内に特定健康診査と同等以上の検査を既に実施している。</p>
-----	-----	---

(2)	実施内容	
	ア 受付	<p>受付では以下の内容を確認してください。</p> <p>(ア) 「令和5年度」の受診券であること。</p> <p>(イ) 本人から別添の診療情報提供票の同意欄に署名をしてもらい、内容を確認してください。(障がい等で自署できない場合は、本人の意思を確認の上、代筆可。)</p> <p>(ウ) 質問票が記入されていること。 (確認のうえ受診券を回収のこと。)</p> <p>(エ) 保険証(資格証明証を含む)で、本市国保の被保険者であることを確認してください。</p>
	イ 診療情報提供票の作成	<p>診療情報提供票に必要な事項を記入し、対象者の受診券を添付してください。なお、基本項目で不足している項目(腹囲など)がある場合は追加で検査を実施せずに特定健診の受診を勧めてください。</p> <p>※最初に行われた検査の実施日から医師の判断日までの期間が3か月を超えた場合は診療情報の提供の対象となりません。</p>
	ウ 提供書の提出	<p>別添、診療情報の提供実施報告書と診療情報提供票および対象者の受診券を、実施月の翌月10日までに当課に到達するように郵送してください。</p>
	エ 費用精算	<p>請求書に記載された金融機関の口座に本市から情報提供料が支払われます。</p> <p>※書類受領後、ご担当者様の在籍確認のために連絡する場合があります。</p>

※受付で受診券紛失が判明した場合

健診実施時とおおむね同様の取扱いとなります。(本書2ページ参照)

5 委託料

今年度の委託料は以下の(1)から(3)までのとおりです。

本市の場合、基本的な健診の項目部分に受診者への結果説明が含まれていることから県内他市町村と金額が異なる点にご注意ください。

		対象	項目	単価(税込)
(1)	秋田市国民健康保険加入者の特定健康診査	全員実施	基本的な健診項目	7,765円
			血清クレアチニン、eGFR	121円
			尿酸	121円
		医師の判断により実施(実施理由の記載が必要)※実施基準は資料2参照	貧血検査	231円
			心電図検査	1,650円
			眼底検査	1,232円
			血清クレアチニン、eGFR	121円

		対象	項目	単価（税込）
(2)	秋田市の後期高齢者医療制度加入者の健康診査	全員実施	基本的な健診項目	7,545円
			血清クレアチニン、eGFR	121円
			尿酸	121円
		医師の判断により実施（実施理由の記載が必要）※実施基準は資料2参照	貧血検査	231円
			心電図検査	1,650円
	眼底検査	1,232円		
	血清クレアチニン、eGFR	121円		
(3)	秋田市国民健康保険加入者の診療情報提供	同意者のみ実施	診療情報の提供	3,300円

6 健診結果データの修正等

国保連に報告済みの検査結果数値等の修正については別添の「健診結果データ修正連絡票」の提出をお願いします。

- (1) 健診結果データ修正連絡票の対象となる修正は、既往歴や検査数値の入力誤りなどが対象となります。
- (2) 健診結果データ修正連絡票の対象とならない修正は、検査項目に変更が生じるものや請求金額の修正が生じるものについて国保連への健診結果データ再提出が必要となります。この修正の過程が記録に残るため、連絡票の提出は不要です。
- (3) 報告者名について

「代表者（又は担当医師）名」は、健診実施機関の代表者又は検査を担当された医師の氏名をご記入ください。

7 お問い合わせ先等

- (1) 県内他市町村の健診に関するお問合せは、それぞれの市町村又は秋田県健康づくり推進課（018-860-1428）へご連絡ください。
- (2) 今回お届けした資料や様式のデータについては、秋田市ホームページに掲載しています。サイト内検索において、ページ番号「1019582」を検索してください。

8 関係法令等（参考）

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令
- (3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準
- (4) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に関する大臣告示
- (5) 標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】
- (6) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3.2版）
- (7) 令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて（令和2年3月31日）（健発0331第7号、保発0331第2号）